

上野事務所ニュース

令和2年3月号

千葉市中央区弁天2-14-3 TEL043-287-1497 FAX043-254-6641

E-mail uenojimusyosr2143.com

令和2年度の 保険料率等の お知らせ

令和2年度の健康保険・介護保険料率、国民年金保険料月額は、次のとおりです。

1. 健康保険・介護保険料率の決定

- ① 主な都道府県の令和2年度の協会けんぽの健康保険料率は以下の表をご確認ください。
- ② 介護保険料率（40歳～64歳）は引上げられます。
現行の1.73%から1.79%へ引上げとなります。

2. 保険料の控除

保険料率の変更は、3月分（4月納付分）から変更となります。
給与計算では4月に支払う給与からご変更ください。

健康保険・介護保険料率（ ）内はH31年度の料率

		事業主負担	本人負担	合計
健康 保 険	千葉 (下がる)	4.875% (4.905%)	4.875% (4.905%)	9.75% (9.81%)
	東京 (下がる)	4.935% (4.95%)	4.935% (4.95%)	9.87% (9.90%)
	埼玉 (上がる)	4.905% (4.895%)	4.905% (4.895%)	9.81% (9.79%)
	神奈川 (上がる)	4.965% (4.955%)	4.965% (4.955%)	9.93% (9.91%)
介護保険 (上がる)		0.895%	0.869%	1.79%

3. 令和2年度国民年金の保険料月額

月額16,540円(平成31年度16,410円)となりました。

労災保険特別加入 給付基礎日額の届 け出時期について

現在特別加入されている方は、3月2日より給付基礎日額を変更することができます。

きます。

変更を希望される場合は、次の2つのいずれかの時期に届け出ます。

- ① 3月2日～3月31日の間に新年度分を変更
- ② 年度更新時（6月1日～7月10日）にその年度分を変更

◆注意点

②の場合、7月10日以前に対象者に労災が発生するとその年度の給付基礎日額の変更はできません。

例) 平成31年度の給付基礎日額5,000円ですが、令和2年度の給付基礎日額を10,000円に変更する場合

- ① 3月31日までに変更を届出
⇒4月1日以降いつ労災が発生しても令和2年度の給付基礎日額は10,000円。
- ② 年度更新時に届出を行った場合
 - i. 4月1日～7月10日に労災発生
⇒令和2年度の給付日額は5,000円。
 - ii. 7月11日以降に労災発生
⇒令和2年度の給付基礎日額は10,000円。

3月中の変更を希望される方は上野事務所までご連絡ください。

新型コロナウイルスへの対応について

新型コロナウイルスへの対応についての質問が増えてきました。以下のことを考えておく必要があります。

●従業員が感染した場合どうするか？

新型コロナウイルスに感染していることが確認された場合には、感染症法に基づき、都道府県知事によって就業制限や入院の勧告等が行われます。就業制限がかけられた従業員については、就業させてはいけません。また、この就業制限に基づき従業員が欠勤した場合、私傷病となるため、賃金の支払いは不要です。（社会保険に加入している従業員であれば、傷病手当金の申請ができます。）

●感染しているかどうかは不明だが、体調不良で休んでいる従業員についてはどうするか？

新型コロナウイルスかどうかわからない時点で、発熱等により従業員が自主的に仕事を休んでいる場合には、通常の病欠と同様に処理します。本人からの申し出により、有給休暇として処理することも可能です。

ただし、会社が症状の基準を設け（例えば 37.5 度以上の発熱がある場合など）、その基準に該当する従業員を一律に休業させる場合には、休業手当（平均賃金の 60%）の支払いが必要となります。

●従業員には症状は出ていないが、その家族が感染しており、濃厚接触者と判断され、行政側から外出の自粛を求められている場合はどうするか？

行政側からの要請によって、外出の自粛を求められ出勤できない場合には、「使用者の責に帰すべき休業」に該当しないと考えられ、休業手当の支払は不要です。また、症状が出ていない状態では労務不能とはいえず、病気休暇や傷病手当金などの申請ができないため、原則的には欠勤扱いとなります。従業員からの申請によって、有給休暇として処理する

ことも可能です。

●学校等の休校によって、従業員が休業せざるを得ない場合はどうするか？

育児介護休業法の休業・休暇の要件を満たさなければ、自己都合による欠勤扱いとなりますが、厚生労働省では、学校等の休校により子の世話が必要となった労働者に対して、労働基準法上の年次有給休暇とは別途、有給の休暇を取得させた事業主に対する助成金を新設しました。

対象となるのは、2月27日から3月31日の間に次の①又は②の子の世話をを行うことが必要となった労働者に対して、年次有給休暇とは別の休暇を、年次有給休暇と同様に有給で取得させた場合です。助成額は、休暇中に支払った賃金相当額（日額上限は 8,330 円）× 10/10 です。

① 新型コロナウイルス感染拡大防止策として、臨時休業した小学校等*に通う子

*小学校等とは、小学校、義務教育学校（小学校課程のみ）、特別支援学校（高校まで）、放課後児童クラブ、幼稚園、保育所、認定こども園等のこと。

② 風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれのある、小学校等に通う子

助成金の詳細はまだ公表されていませんが、対象労働者は、正規・非正規を問わず、雇用保険被保険者以外も対象となる予定です。

【その他助成金について】

• **雇用調整助成金**…新型コロナウイルス感染症の影響を受け、売上高等が 10%以上減少している事業主が対象となります。

• **時間外労働等改善助成金**（テレワークコース、職場意識改善コースの特例）…新型コロナウイルス対策として、テレワークを新規で導入する事業主や、休暇の取得促進に向けた環境整備（特別休暇の規定を整備するなど）に取り組む事業主が対象となります。

*助成金の詳細につきましては、厚生労働省からの発表があり次第、お知らせします。